

広島県告示第 971 号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和 48 年法律第 110 号）第 5 条第 1 項の規定による特定施設の設置許可の申請があったので、同条第 4 項の規定によって、その概要を次のとおり告示する。

平成 19 年 10 月 9 日

広島県知事 藤 田 雄 山

1 申請者の住所及び氏名並びに工場又は事業場の所在地及び名称

申請者の住所及び氏名	東京都江東区新砂一丁目 1 番 1 号 株式会社 竹中土木 取締役社長 竹中 康一
工場又は事業場の所在地及び名称	東広島市安芸津町三津 3356 安芸津バイパス 実近トンネル工事作業所

2 申請の内容

55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント 1 基を設置する。

濁水処理施設を設置し、排水口を新設する。

(1) 特定施設の種類、能力及び使用の方法

(その1)

種 類		55 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント 1基 (バッチャープラント)	
能 力 (1 時 間 当 たり)		25m ³ 生コンクリートを製造	
主 要 寸 法		縦5.00m×横2.90m×高さ4.33m	
工 期 等	工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後直ちに	
	工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後直ちに	
	使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後直ちに	
使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		4時間連続使用 (なし)	
項 目		通 常	最 大
使 用 の 方 法 排 出 さ れ る 汚 水 等 の 汚 染 状 態	水素イオン濃度 (単位:水素指数)	10~12	10~12
	生物化学的酸素要求量	50	60
	化学的酸素要求量	40	50
	浮遊物質質量	2,000	3,000
	窒素含有量	25	35
	リン含有量	6	12
排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		5.0	7.0
汚 水 等 の 排 出 先		濁水処理施設	

(2) 汚水等の処理の方法

(その1) 濁水処理施設

種	類	濁水処理設備						
形	式	機械沈殿・機械脱水方式						
主	要	寸	法	縦33m×横7.5m×高さ4.46m				
能	力	(汚水処理)		720m ³ /日				
汚水等の処理方法		凝集沈殿・中和・脱水・濾過						
工期等	工事着手予定年月日	許可後直ちに						
	工事完成予定年月日	着手後直ちに						
	使用開始予定年月日	完成後直ちに						
使用の方法	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間 (使用の季節的変動)		24時間連続使用 (なし)					
	汚水等の前	項	処 理 前		処 理 後			
			通 常	最 大	通 常	最 大		
	の汚染状態	目	水素イオン濃度 (単位:水素指数)		10~12	10~12	6.5~8.0	6.5~8.0
			(単位:mg/l)	生物化学的酸素要求量	50	60	5	5
				化学的酸素要求量	40	50	15	20
				浮遊物質質量	2,000	3,000	10	10
				窒素含有量	25	35	15	25
	リン含有量	6	12	3.3	5.2			
	排出される汚水等の1日当たりの量 (単位:m ³)		231	428	175	353		
汚水等の排出先		処理水のうち、通常56m ³ /日、最大75m ³ /日を再利用水として再利用する。 残りを汚水としてNo.1排水口へ排出する。						

(3) 排水水の汚染状態

(その1)

排水口名	項 目	新設	
		通 常	最 大
No. 1 排水口	水素イオン濃度 (単位: 水素指数)	6.5~8.0	6.5~8.0
	生物化学的酸素要求量	5	5
	化学的酸素要求量	15	20
	浮遊物質質量	10	10
	窒素含有量	15	25
	磷含有量	3.3	5.2
	排出される汚水等の 1日当たりの量 (単位: m ³)	175	353

(その2)

No. 2 及び No. 3 排水口 (雨水専用) を新設する。

3 事前評価に関する事項を記載した書面の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

平成 19 年 10 月 9 日から平成 19 年 10 月 29 日まで

(2) 縦覧場所

広島県環境部環境対策局環境対策室、広島県東広島地域事務所厚生環境局環境管理課及び東広島市生活環境部環境保全課